

## **[事案 29-277] 新契約無効請求**

・平成 30 年 4 月 27 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

契約時、「貯蓄型」の保険であると募集人から誤説明を受けたことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 16 年 6 月に契約した自由設計型保険について、以下等の理由により、契約を無効にし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人から貯蓄型の保険であると説明を受けた。
- (2) 募集人は、保険の説明より、大半は、財産形成の話をしてきた。この手法は、前職が住宅営業職の募集人の手法とは考えにくく、会社としてこのような手法をとっていたと考えられる。
- (3) 募集人には、自分は他社の貯蓄型保険に加入していて、新たな保険が不利益になるなら契約する意思がないことを伝えていた。

### **<保険会社の主張>**

募集人において、「本契約が貯蓄型の保険である。」「保険期間満了後に積立金ないし満期金が支払われる。」などと説明した事実はないことなどから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。募集人は退職済みであり、協力が得られなかったため、事情聴取が実施できなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 提出された全ての証拠によっても、申立人の主張を認定することはできなかった。
- (2) 上記の点を判断するには、申立人が契約内容を誤信した前提となったと主張する、募集人の説明がどのようなものであったかを認定する必要があるが、申立人および募集人の証人尋問手続等を経て、慎重に事実関係を確認すべきであるが、当審査会はこのような手続を持たないため、裁判所における訴訟手続によることが適当である。